

令和6年度

鹿児島県大島児童相談所第三者評価受審結果報告書

特定非営利活動法人 あいおらいと



1 業務日程

履 行 場 所	鹿児島県大島児童相談所 (鹿児島県奄美市名瀬小俣町20-2)
業務実施日	(1) 説明会 令和6年 8月28日(水) (2) 訪問調査 令和6年10月22日(火) 23日(水) (3) 報告会 令和6年12月10日(火)

2 管轄区域(令和6年4月1日現在)

1市1郡	奄美市、大島郡
------	---------

3 自己評価実施数: 11名(児童心理司の提出はないが実施しているのでカウント)

職 種	人数	備 考
管 理 職	2名	所長、相談課長(福祉司SV)も含む
児童福祉司	6名	児童福祉司(係長1)も含む。
児童心理司	3名	児童心理司

4 アンケート

対 象	実施数
施設・里親等に措置中の子ども (小学校4年生以上)	児童養護施設入所児童: 53名 里親・ファミリーホーム委託児童: 19名
施設・里親	児童養護施設: 5か所 里親・ファミリーホーム: 9か所
関係機関	市町村: 12か所

5 訪問調査: 令和6年10月22日(火)・23日(水) 2日間

1日目: 令和6年10月22日(火) 9:00 ~ 17:00	
9:00 ~ 9:30	当日の流れの確認、施設見学
9:30 ~ 12:00	評価項目の聴き取り
12:00 ~ 13:00	休憩
13:00 ~ 15:00	評価項目の聴き取り
15:00 ~ 16:30	事例①②③についての聞き取り(各30分) ※ 事例は後掲
16:30 ~ 17:00	まとめ

2日目：令和6年10月23日（水）9：00～16：00	
9：00～10：30	職員の聴き取り（児童福祉司：2名、児童心理司：2名）
10：30～12：00	評価項目の聴き取り
12：00～13：00	休憩
13：00～14：30	援助方針会議に参加
14：30～15：30	補足の聴き取り、まとめ
15：30～16：00	報告会などについて確認

※ 聞き取りを行った事例

事例①：「今年度、継続指導している在宅の虐待ケース」

事例②：「2年以上施設入所しているケース」

事例③：「市町村へ見守りを依頼している虐待ケース」

6 評価尺度

令和2年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の報告書「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」を基本としたもの。

7 判断基準

- ・ 判断基準の評価は○、△、×で評価する。
- ・ 各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行う。

評価ランク	評価基準
S	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた取組みが、実施されている ・ 他の児童相談所が参考にできるような取組みが、行われている状態
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に実施されている ・ よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ やや適切さに欠ける ・ 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切ではない、または実施されていない ・ 「B」以上の取組みとなることを期待する状態
U	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務外

評価結果

第Ⅰ部 児童相談所の組織	評価
【評価項目1】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている	B
【評価項目2】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている	B
【評価項目3】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる	B
【評価項目4】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施している	B
【評価項目5】 職員(一時保護所を含む)に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
【評価項目6】 情報の取り扱いが適切に行われている	B
【評価項目7】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されている	B
【評価項目8】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施している	A
第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	評価
【評価項目9】 子どもへの向き合い方は適切であるか	A
【評価項目10】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
【評価項目11】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っている	B
【評価項目12】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている	A
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	評価
【評価項目13】 通告・相談の受付体制が確保されている	B
【評価項目14】 通告・相談のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っている	A
【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	B
【評価項目18】 アセスメントに必要な調査が行えているか	A
【評価項目19】 アセスメントが適切に行われているか	B
【評価項目20】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われている	A
【評価項目21】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されている	B
【評価項目22】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われている	B
【評価項目23】 援助方針の内容は適切か	B
【評価項目24】 市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか	評価外
【評価項目25】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われている	B
【評価項目26】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている	A
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っている	A
【評価項目28】 居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている	A
【評価項目29】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われている	A
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける際に手続きが適切に行われている	評価外

第Ⅳ部 社会的養護を必要とする子どもへの支援	評価
【評価項目31】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
【評価項目32】 里親委託・施設入所措置開始にあたり、援助者(里親・施設職員等)と十分な協議を行っている	A
【評価項目33】 措置開始前に、子どもの負担が少なくなるよう配慮している	A
【評価項目34】 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
【評価項目35】 援助方針の見直しが適切に行われているか	A
【評価項目36】 自立支援計画の見直しが適切に行われているか	A
【評価項目37】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	評価外
【評価項目38】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応している	B
【評価項目39】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
【評価項目40】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
【評価項目41】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
【評価項目42】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
【評価項目43】 子どもの状況に応じ、自立援助ホームにつなぐなど、必要な支援等を行っているか	A
【評価項目44】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
第Ⅴ部 社会的養育の推進	評価
【評価項目45】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
【評価項目46】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	B
【評価項目47】 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている	A
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	評価
【評価項目48】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている	A
【評価項目49】 保護者の理解・同意を得られるよう努めている	A
【評価項目50】 保護者への在宅指導は、適切に行われている	A
【評価項目51】 親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている	A
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	評価
【評価項目52】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
【評価項目53】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
【評価項目54】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
【評価項目55】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
【評価項目56】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
【評価項目57】 児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っている	評価外
【評価項目58】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A

<評価の高い点>

1 子どもを主体とした支援

大島児童相談所の職員は、日頃から子どもの意見を尊重する姿勢を大切にし、常に子どもの意見聴取を基本に、子どもとともに考えるように努めている。また、子どもに対して、今後の見通しや支援方針についても丁寧に説明を行うことを心がけており、子どもを主体とした支援が実践されている。

2 市町村との連携

大島児童相談所の管内には複数の離島があり、緊急時の対応は市町村が担っている。このため、児童相談所は、要保護児童対策調整機関の担当者をはじめ児童福祉担当者や母子保健担当者を対象とした研修会を開催するなど、市町村職員の知識、技術の向上に取り組んでいる。

3 受理援助方針会議の充実

児童相談所の受理援助方針会議は、定例開催日が設定されているほか、必要に応じて随時開催されている。会議では、検討するケースの状況が丁寧に確認され、子どもの安心・安全を最優先とした検討が行われている。また、会議にはできるだけ多くの職員が参加できるよう配慮されており、職員の研鑽の場としても機能している。

<今後に期待する点 >

1 人材育成の体制の構築

大島児童相談所では、今年度、児童福祉司6名のうち初めて児童相談所に勤務する職員が4名配属されている。児童福祉司の配置基準は満たしているものの、離島を所管する特殊事情に加えて管轄区域が広大であることから、経験を有するベテラン職員が少ない現状では、事案が複数同時発生した場合や重大事案などには、十分な対応が困難になるのではないかと危惧される。今後、県全体で児童相談所の適切な運営に必要な専門人材の育成体制を検討していくことが求められる。

2 離島への支援

離島の市町村のアンケートでは、対応困難なケースへの児童相談所の迅速な対応を期待する声が聞かれている。今後、現状の研修会等の取組に加えて、児童虐待事案等に対するリスクアセスメントと初期対応等について共通認識を持てるよう、離島の市町村を対象としたより実践的な研修など、離島の市町村への支援についての検討を期待する。

3 相談対応マニュアルの整備充実

離島を管轄する特殊な事情を抱える大島児童相談所は、これまで個々の事案対応の中で大島児童相談所ならではのノウハウを蓄積している。今後、それらのノウハウを文書化し、整理することで、実務的な業務の手引きとなり得るものと考えられ、マニュアルとしてまとめることに期待する。

第 I 部 児童相談所の組織

第 I 部 児童相談所の組織 ○組織体制

【評価項目1】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている

		評価
1 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している		B
<input type="checkbox"/>	当該児童相談所の現状・課題を把握できている	○
	現状・課題に応じた体制が構築されている「市区町村援助機能」「相談機能」「一時保護機能」「措置機能」が適切に機能している	△
2 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている		A
<input type="checkbox"/>	国が示す児童福祉司の配置標準を満たしているか、満たしていない場合、配置に向けて計画している	○
	職員一人あたりの担当ケース数が適切である	○
	地理的状況、交通事情、一時保護所までの距離等の地域の実情を踏まえた配置が行われている	○
3 必要な専門職を配置している		A
<input type="checkbox"/>	医師・弁護士が常勤配置されているか(各児相の規模(級)による)	○
4 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている		B
<input type="checkbox"/>	身柄通告や迷子等、受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
	緊急保護や通告・相談に、適切に対応している	○
	一時保護所の当直職員に頼っていないか	△
	対応する職員への連絡やその後の対応が迅速に行えているか	○

【コメント】

1 離島を管轄する特殊性

大島児童相談所は複数の離島を管轄し、管内の各市町村と連携しながら子どもの支援を行っている。しかし、市町村での対応が難しい場合や緊急時等は、離島では距離的な課題や移動手段が限られていることから迅速な対応が難しく、また、職員の負担が大きい。

これらの課題については、児童福祉司の増員や職員研修によるスキルアップ、市町村との連携強化に取り組んでいる。具体的には、本庁子ども福祉課と協力しての職員の研修会、要保護児童対策調整機関や児童福祉、母子保健の担当者を対象にした合同研修会を開催し、知識や技術の向上を図っている。

医療機関や弁護士等については、児童相談所が連携している県立病院や中央児童相談所の定期的な弁護士相談を活用している。弁護士については、緊急時等にはオンラインで相談できる体制にある。

これらの取組みにより、職員の知識や技術を高めつつ、地域との連携を深め、より迅速かつ効果的な支援体制の整備を目指している。

2 職員の経験不足と育成の必要性

今年度は、児童福祉司6名のうち4名が児童相談所での勤務が初めての職員であり、職員の育成や指導の面で試行錯誤しているところである。児童福祉司の配置基準自体は満たしているものの、職員の経験年数の少なさと管轄エリアの広さの課題が重なり、十分な対応が難しい状況である。

3 夜間・休日の通告・相談や緊急保護の体制

通告については、係長以上の役職と児童福祉司がペアになり交代で対応しているが、一時保護所の職員が電話当番を兼ねている。

【評価項目2】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている		B
1 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている		B
	<input type="checkbox"/> 児童相談所運営マニュアルが策定されている	○
	<input type="checkbox"/> マニュアルは実態に応じたものとなっている(使われているか)	△
	<input type="checkbox"/> マニュアルの研修が行われている	○
	<input type="checkbox"/> マニュアルの見直しが行われている	△
2 組織的な判断や対応が行われている		A
	<input type="checkbox"/> 支援方針や支援経過について複数の職員で確認する仕組みがあるか	○
	<input type="checkbox"/> 個人の意見等により判断や対応が変わることはないか	○
3 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている		B
	<input type="checkbox"/> 経験の少ない職員への支援体制はある	△
4 職員間での情報共有が図られている		A
	<input type="checkbox"/> 担当者不在時には代替職員が対応できるか	○
	<input type="checkbox"/> 担当者のみで情報が止まっていないか	○
	<input type="checkbox"/> 担当者変更時に、引継ぎが適切に行われているか	○
【コメント】		
<p>児童相談所の運営マニュアルは、児童相談所運営指針等を参考にして作成している。</p> <p>職員の異動時や初任者研修でマニュアルに関する研修が行われているが、細かな部分まで明文化されていないところがあり、経験の少ない職員には理解が難しい場合もある。</p> <p>組織的な判断や対応については、受理援助方針会議等は、できるだけ全員が参加するようにしている。経験の少ない職員に対しては、所長や課長、係長が適宜助言や同行訪問などの支援を行っているが、新規職員が多く、十分でないこともある。</p> <p>また、担当者が変更になる際には、前任者と新任者が共に訪問し、より具体的な引継ぎが行われるようにしている。引継ぎが難しい場合は、課長や係長がその役割を担い、業務が円滑に進むよう支援している。</p>		

第I部 児童相談所の組織 ○組織体制		評価
【評価項目3】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる		B
1 適正な就業状況が確保されている		A
	<input type="checkbox"/> 職員の時間外勤務時間が過剰になっていない	○
	<input type="checkbox"/> 年次休暇を取得できている	○
2 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている		A
	<input type="checkbox"/> メンタルヘルスの確保とハラスメント防止に関する取り組みが行われている	○
	<input type="checkbox"/> 職員が相談しやすい組織、人間関係であるか	○
3 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている		B
	<input type="checkbox"/> 庁舎(閉庁時等)の防犯上のシステムは管理されている	○
	<input type="checkbox"/> 不審者等の侵入 があった場合の対処方法が明確になっている	×
	<input type="checkbox"/> 災害時における職員の安全確保やBCP(事業継続計画)が策定されている	×
【コメント】		
<p>超過勤務の削減や年休の取得しやすい職場づくりに取り組み、職員が働きやすい環境を目指している。</p>		

また、安心・安全な職場環境を整える努力をしているが、不審者対応についての具体的な指針が明確でなく、事業継続計画(BCP)についても現在検討中である。

第 I 部 児童相談所の組織 ○組織体制

評価

【評価項目4】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施している

B

1 業務改善を行う仕組みがある		A
<input type="checkbox"/> 業務改善の取り組みを組織的に行っている		○
<input type="checkbox"/> 職員が業務改善を提案できるための工夫・仕組みがある		○
2 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている		C
<input type="checkbox"/> 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている		×
3 監査結果を組織内で検証し業務を改善している		A
<input type="checkbox"/> 監査結果を組織内で検証し業務を改善している		○
【コメント】 課長が中心となって、回覧やメールで職員に業務改善等に関する意見を募っている。業務の手順や使用しているツールの見直しは行っていないが、今後、職員の意見を聴きながら、見直しを行う予定である。		

第 I 部 児童相談所の組織 ○職員の資質向上・業務改善

評価

【評価項目5】 職員(一時保護所を含む)に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか

B

1 職員に必要な研修や育成が行われている		B
<input type="checkbox"/> 職種・役割に応じて必要な研修が受講されている		○
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークを通じた職員の育成に取り組んでいる		○
<input type="checkbox"/> 所内の状況・課題に応じた研修テーマの設定を行っている		△
<input type="checkbox"/> 組織として職員が研修に参加しやすい体制をつくっている		○
2 職員の専門性(能力・スキル)を確認する仕組みがある		C
<input type="checkbox"/> 職員の専門性(能力・スキル)を確認する仕組みがある		×
<input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されている		×
3 職員の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている		B
<input type="checkbox"/> 職員の専門性を確保するための採用・異動の仕組みがある		△
【コメント】 初任者研修や児童福祉司任用研修は行われているが、職種や役割、経験年数に応じた系統的な研修は行われていない。業務に関係する研修は、本人の希望があればできるだけ受講できるよう配慮している。 一方、心理職は独自に研修を行っているが、他の業務分野への異動などによって経験を積み上げることが円滑にできない状況である。今後は、県全体で共通の知識や技術を体系的に学べる研修や、人材育成を視野に入れたさらなる取り組みに期待する。		

第 I 部 児童相談所の組織 ○情報管理に関する項目

評価

【評価項目6】 情報の取り扱いが適切に行われている

B

1 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	A
<input type="checkbox"/> 通告者や関係機関等からの情報収集にあたり、秘匿等の配慮が十分に行われている	○
<input type="checkbox"/> 関係機関等への情報提供について、情報の漏洩が無いように配慮している	○
<input type="checkbox"/> 司法機関からの照会に関しては必要に応じて文書で回答している	○
<input type="checkbox"/> 職員に対し、情報の適切な取り扱いについて研修を行っている	○
2 個人情報の保護・管理が適切に行われている	B
<input type="checkbox"/> 児童相談所内において、個人情報等が記載された書類が適切に管理されている	△
<input type="checkbox"/> 個人情報記載された書類が適切に保管されている(離席時にはファイルを閉じるなどの対応ができていないか)	△
<input type="checkbox"/> 来所者の目に留まるところに個人情報が置かれていない(ホワイトボード、掲示物等)	○
【コメント】 情報の取り扱いについては、通告者や関係機関等から情報収集する際に秘匿性に配慮している。しかし、個人情報が含まれる書類が机の上に置かれたり、鍵のかかっていない場所に保管されたりすることがあり、情報管理の徹底が必要である。	

第 I 部 児童相談所の組織 ○情報管理に関する事項	評価
【評価項目7】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されている	B
1 児童記録票の作成方法や管理は適切である	B
<input type="checkbox"/> 児童記録票は、受理した子どもごとに作成されている(世帯ごとになっていない)	○
<input type="checkbox"/> 記録等の持ち出しについて、所内のルールが定められている	○
<input type="checkbox"/> 担当者不在時も、必要に応じて確認できる管理方法となっている	○
<input type="checkbox"/> 児童記録は、鍵のかかる書庫に入るなどにより管理され、電子データは外部から閲覧できないようになっている	△
2 児童記録票に必要な情報が全て記載されている	B
<input type="checkbox"/> 児童記録票には、受理からの援助過程が確認できるようすべてが記載されている	○
<input type="checkbox"/> 記録の書き方などの研修が行われている	△
<input type="checkbox"/> 所内や関係機関と共有できるよう、簡潔でわかりやすい表現となっている	△
3 児童記録票について、所内での決裁を得ている	B
<input type="checkbox"/> 所内での決裁が適切なルートで決済されている	○
<input type="checkbox"/> 適切な時期に決裁されている	△
【コメント】 児童記録票は子どもごとに作成され、持ち出しに関するルールも定められている。しかし、児童記録票はすべて鍵のかかる書庫に保管されているわけではなく、情報管理が十分ではない。また、記録の書き方については統一されておらず、職員によって記載内容にばらつきがある。さらに、情報共有の回覧が遅れたり、まとめて決済に回されたりすることもある。	

第 I 部 児童相談所の組織 ○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について	評価
【評価項目8】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施している	A
1 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている	A

<input type="checkbox"/> 地域の理解促進を目的とした広報・啓発活動・研修会等を行っている	○
【判断理由】 広報や啓発活動は、主に市町村で実施されており、要保護児童対策地域協議会等で、要保護児童や児童虐待に関する研修が行われている。	

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

【評価項目9】 子どもへの向き合い方は適切であるか

		評価
		A
1	子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 子どもとの面接にあたって、子どもの言葉を丁寧に聴き取っている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの孤立、疎外、不安などの感情に寄り添い、自分を支援する大人がいることを実感できるようにしている	○
2	子どもへの対応において、適切な面接を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や状況に合わせた面接を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 子どものニーズを十分に把握している	○
【コメント】 日頃から子どもの意見を尊重するようにしている。子どもとの面接には、児童福祉司だけでなく児童心理司も同席することが多く、相互に協力しながら子どもの心情や意向に配慮した対応に努めている。また、経験の少ない職員については、所長や課長が内容やタイミングを考慮しながら支援を行っている。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

【評価項目10】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか

		評価
		B
1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	A
	<input type="checkbox"/> 子どもの権利ノートが策定されている	○
	<input type="checkbox"/> ノートだけでなく、子どもの状況に応じた権利の説明を行っている	○
2	児童相談所の職員が子どもの意見や意見表明を意識して対応している	A
	<input type="checkbox"/> 職員が「アドボカシー」(意見形成支援、意見表明支援)について理解している	○
	<input type="checkbox"/> アドボカシーを意識した具体的な対応が行われている	○
3	子どもが児童相談所の職員以外に気持ちを伝えるためのツールを利用できるようにしている	C
	<input type="checkbox"/> 子どもが児童相談所の職員以外に気持ちを伝えるためのツールを利用できるようにしている	×
	<input type="checkbox"/> 意見表明の機会を支援している	×
【コメント】 子どもの権利については、一時保護や措置入所の際に「子どもの権利ノート」を用いて子どもに説明している。また、アドボカシーについては職員が研修を受け、子どもに寄り添った対応を意識している。 しかし、子どもが児童相談所の職員以外に気持ちを伝えるためのツールはない。今後、施設を含め「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」等の導入を含めた取り組みに期待する。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

【評価項目11】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っている	B
1 子どもに対して必要な説明を適切に行っている	B
<input type="checkbox"/> 子どもに対し、児童相談所の役割等(アセスメントや判断、援助方針)を説明している	○
<input type="checkbox"/> 援助方針の理由、援助の見通しについても説明している	○
<input type="checkbox"/> 支援者(里親・施設を含む)や委託・措置後の生活等に関する説明を行っている	○
<input type="checkbox"/> 行政不服審査請求及び不服申し立ての方法についても説明している	×
2 援助方針決定前及び援助過程において、子どもからの意向や意見を聴いている	A
<input type="checkbox"/> 援助方針決定前及び援助過程において、子どもからの意向や意見を聴いている	○
【コメント】 子どもに対して、児童相談所の役割や今後の援助の見通しについて説明をしているが、行政不服審査や不服申し立てに関する説明はできていない。 援助方針や援助過程においては、子どもからの意見を聴き、可能な限り反映させるよう努めている。	

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	評価
【評価項目12】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている	A
1 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	A
<input type="checkbox"/> 子ども等の意向や意見を把握するプロセスが設けられている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの意向だけで判断していないか	○
<input type="checkbox"/> 子どもの将来を見据えた最善の利益を考慮している	○
<input type="checkbox"/> 反映できない意向や意見があった場合に子どもに対する説明等が行われているか	○
2 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	評価外
<input type="checkbox"/> 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	
【コメント】 子どもの意見を尊重し、子どもに対してできることとできないことを丁寧に説明し、可能な限り合意を得るようにしている。児童福祉審議会の意見聴取については、該当する事例がないため「評価外」とする。	

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○通告・相談対応	評価
【評価項目13】 通告・相談の受付体制が確保されている	B
1 適切な相談受付の体制が確保されている	A
<input type="checkbox"/> 相談受付の体制が整っている	○
<input type="checkbox"/> 相談内容に応じ、必要な専門職等が対応するよう柔軟な対応が行われている	○
<input type="checkbox"/> 来所以外の相談方法の選択肢はあるか(電話、家庭訪問、市役所等での面接など)	○
2 障害者(児)や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置が行われている	B
<input type="checkbox"/> 所内の職員配置や研修などによる工夫をしているか	△
<input type="checkbox"/> 障害に応じたバリアフリーや通訳など対応できるような工夫をしている(相談室の場所、所内での対応が難しい場合の訪問など)	○
<input type="checkbox"/> 外国ルーツの保護者について、文化的背景や宗教の違い等の配慮をしている	○

3	相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	B
	<input type="checkbox"/> 相談者や通告者からの情報収集において、子どもの安全を優先した対応をしている	○
	<input type="checkbox"/> 相談者や通告者に対して情報の秘匿に配慮している	△
【コメント】 相談の受付体制は内容に応じて専門職が対応している。日本語が十分でない相談者の場合には、スマートフォンの通訳機能を活用したりしているが、適切に通訳できない場合もあり、今後の検討が必要である。 文化や宗教的背景に配慮し、適切に対応するよう努めている。ただし、情報の秘匿についての意識が不十分な場合もあり、現在周知徹底を図っている。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○通告・相談対応		評価
【評価項目14】 通告・相談のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っている		A
1	相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 相談受付票(受理票)に必要な情報が記載されている	○
	<input type="checkbox"/> 収集が必要な情報の項目がわかるようになっている	○
	<input type="checkbox"/> 不足していると思われる情報がある場合、その理由は適切なものか(確認すべき事項の認識不足や多忙による情報収集不足などによるものではないか)	○
2	所属機関や、その他の関係機関等から情報収集を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 所属機関やその他の関係機関等から、適切な情報収集を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 収集された情報が適切に記録されている	○
【コメント】 相談受付票に必要な記載事項については、受理会議で不足している情報について確認している。また、必要に応じて所属機関やその他の関係機関からも情報収集を行い、より充実した情報に基づいて対応するよう努めている。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○受理		評価
【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか		A
1	受理会議(緊急受理会議)は適切に行われている	S
	<input type="checkbox"/> 受理会議が定例で開催されているか	○
	<input type="checkbox"/> 緊急受理会議の開催判断、手順が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> 参加すべき職員が参加できるよう工夫されている	○
	<input type="checkbox"/> 発言者の偏りはない	○
2	検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	S
	<input type="checkbox"/> 受理会議は全てのケースが検討されている	○
	<input type="checkbox"/> 検討・判断するための進め方や資料等の工夫が行われている	○
3	受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	A
	<input type="checkbox"/> 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
4	緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	A
	<input type="checkbox"/> 安全確認の必要性や方法について判断している	○

<input type="checkbox"/>	安全確認の必要性及び方法を判断するための基準等(リスクアセスメントツール等を活用して安全性の判断をしている)が明確になっているか	○
<input type="checkbox"/>	通告された子ども以外のきょうだいへの虐待についての可能性も考慮しているか	○
5 受理会議の内容について適切に記録が保存されている		A
<input type="checkbox"/>	受理会議録は協議内容がわかるものとなっている	○
<input type="checkbox"/>	所長の決裁印があるか	○
【コメント】 受理援助方針会議は、定例開催日が設定されているほか、必要に応じて随時開催されている。会議にはできるだけ多くの職員が参加できるよう配慮し、特に初任者が多いため、司会者が会議の流れに沿って質問を促すなど、質問しやすい雰囲気づくりを心がけている。 また、安全確認の必要性などについてはアセスメントツールを活用し、一つひとつのケースについて丁寧に検討している。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○子どもの安全確認・安全確保

評価

【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか

A

1 通告受理後、速やかに安全確認が行われている		A
<input type="checkbox"/>	安全確認のためのマニュアルが策定されている	○
<input type="checkbox"/>	所内で独自に設定している時間がある（国の基準は48 時間）	○
2 子どもに直接会って安全確認が行われている		A
<input type="checkbox"/>	子どもに直接会って安全確認が行われている	○
3 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている		A
<input type="checkbox"/>	市町村と連携している	○
<input type="checkbox"/>	警察と速やかに連携している	○
<input type="checkbox"/>	立入 調査や警察への援助要請等の必要な措置がとられている	○
5 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている		評価外
<input type="checkbox"/>	拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	
【コメント】 安全確認はアセスメントツールを活用している。48時間以内に安全確認を行うよう努め、離島については、市町村と協議した上で対応している。 また、拒否的な保護者に対する法的対応については、該当する事例がないため「評価外」とする。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○子どもの安全確認・安全確保

評価

【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか

B

1 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている		B
<input type="checkbox"/>	一時保護の必要性を判断するための基準等(リスクアセスメントツール等)が明確になっているか	○
<input type="checkbox"/>	子どもの一時保護に対する希望、意見を聞いている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの一時保護が必要にも関わらず保護所の定員等の理由により、一時保護を行わなかったケースはないか	△
<input type="checkbox"/>	一時保護を迅速に行っている	△

<p>【コメント】</p> <p>一時保護については、アセスメントツールを用いて通告内容や過去の相談履歴を含め判断しており、一時保護の実施に際しては子どもの意見を重視している。所内での一時保護が難しい場合には、奄美大島内の児童養護施設や里親へ委託している。</p> <p>ただし、一時保護が必要なケースでも、離島での事案やきょうだいがいるケースでは対応が若干遅れる場合もある。</p>

<p>第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○調査・アセスメント</p>	評価
<p>【評価項目18】 アセスメントに必要な調査が行えているか</p>	A
<p>1 所内や関係機関等、複数の視点で確認できるような体制・方法となっている</p>	S
<p><input type="checkbox"/> 調査に際して事実確認ができています</p>	○
<p>2 調査の結果が適切に記録されている</p>	A
<p><input type="checkbox"/> 調査の結果が適切に記録されている</p>	○
<p>【コメント】</p> <p>調査については、受付票やアセスメントツールを使用して事実確認を行っている。調査結果は、受理援助方針会議等で報告され、その内容は担当児童福祉司が児童記録票に記録している。</p>	

<p>第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○調査・アセスメント</p>	評価
<p>【評価項目19】 アセスメントが適切に行われているか</p>	B
<p>1 多角的・重層的な診断を行っている</p>	A
<p><input type="checkbox"/> チームによるアセスメント(福祉司・心理士)が行われている</p>	○
<p><input type="checkbox"/> 市町村の意見を含めたアセスメントが行われている</p>	○
<p><input type="checkbox"/> 子ども等の状況に応じ、医師等の専門職や関係機関の意見がアセスメントに反映している</p>	○
<p>2 アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている</p>	B
<p><input type="checkbox"/> アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている</p>	△
<p>3 アセスメントの結果が児童記録票に記載されている</p>	A
<p><input type="checkbox"/> アセスメントの結果が児童記録票に記載されている</p>	○
<p>【コメント】</p> <p>児童相談所が継続して関わるケースのアセスメントは担当児童福祉司と児童心理司がチームで行い、市町村や必要に応じて医療機関からも意見を聞いている。市町村にはアセスメントシートの共有を呼びかけているが、活用は進んでいない。アセスメントの結果は児童記録票に記録している。</p>	

<p>第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○調査・アセスメント</p>	評価
<p>【評価項目20】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われている</p>	A
<p>1 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている</p>	A
<p><input type="checkbox"/> 要対協、市町村保健センター、保健所、医療機関等との協議・調整・役割分担が行われている</p>	○
<p><input type="checkbox"/> 出産後の対応も見据えたアセスメントが行われている</p>	○
<p>2 きょうだいや内縁関係の保護者等を含め、家族全体のアセスメントが行えている</p>	A

	<input type="checkbox"/> 本人だけでなく家族全体のアセスメントができています	○
3	転居ケースに対応するアセスメントが適切に行われている	A
	<input type="checkbox"/> 転居ケースに対応するアセスメントが適切に行われている	○
	<input type="checkbox"/> 転居先の児相や要対協との調整が行われている	○
4	転居先が不明な子どもについて、適切な調査等が行われている	評価外
	<input type="checkbox"/> 市町村と情報共有・連携し、速やかに調査を実施している	
	<input type="checkbox"/> 「CA情報」を活用し全国の児童相談所に照会を行っている	
5	居住実態が把握できない家庭についての調査、関係機関との連携等が適切に行われている	評価外
	<input type="checkbox"/> 居住実態が把握できない家庭についての調査、関係機関との連携等について手順等がある	
	<input type="checkbox"/> 市町村(保健センターや教育委員会等)からの相談を受け、要対協と連携し、速やかに調査を実施している	
	<input type="checkbox"/> 必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭について、立入り・臨検を含めた安全確認・安全確保のための対応をしている	
	<input type="checkbox"/> 上記の安全確認ができない場合、警察に行方不明届を提出している	
【コメント】		
<p>特定妊婦等に関しては、市町村の児童福祉担当及び母子保健担当者に対して、児童相談所との連携、早期の情報共有、アセスメントに関する研修を行っている。転居先が不明なケースや居住実態が把握できない家庭等については該当事例がないため「評価外」とする。</p>		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定		評価
【評価項目21】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されている		B
1	援助方針会議が適切な頻度で開催されている	S
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議が定例で開催されている	○
	<input type="checkbox"/> 参加すべき職員が参加できるよう工夫されている	○
2	総合診断をふまえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	B
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議に、子ども等の状況に応じ、必要な専門職の参加や専門的知見からの確認を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 事案により、市町村に対して援助方針会議への参加を依頼している	△
3	援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
4	援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議録は、会議の協議内容・結果・理由がわかるものとなっている	○
【コメント】		
<p>受理援助方針会議は、定例開催日が設定されているほか、必要に応じて随時開催されている。会議にはできるだけ多くの職員が参加できるよう配慮している。</p> <p>市町村は会議に参加していないが、事前の聴き取りやケース検討会等を通じて情報収集を行っている。</p> <p>受理援助方針会議では、各事例について、家族状況や関係機関の関わりを丁寧に確認し、職員の支援の質を向上させる場としても活用されている。</p> <p>受理援助方針会議の内容等は児童記録票に記録している。</p>		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目22】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われている

B

1	子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	A
	<input type="checkbox"/> 子どもの将来を見据え、子どもの最善の利益を確認したもとなっている	○
	<input type="checkbox"/> 在宅を基本として検討している	○
	<input type="checkbox"/> 在宅が難しい場合でも、親族による養育や親族里親の可能性を優先的に検討している	○
2	援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針を決定するにあたり、保護者等の相談内容や意見等を考慮している	○
	<input type="checkbox"/> 反映できない意向や意見があった場合に保護者等に対する説明等が行われている	○
3	市町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針の中で、関係機関の相談内容や意見等を確認できる	○
	<input type="checkbox"/> 関係機関に対する説明等が行われている	○
4	市町村への送致ケースに関する判断が適切に行われている	C
	<input type="checkbox"/> 送致を判断する基準がある	×
5	児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	評価外
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて児童福祉審議会からの意見を聞いている	
6	子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じて家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	評価外
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、未成年後見人の請求や28条の申し立てや親権停止等を行っている	
【コメント】		
<p>援助方針の決定は、子どもの最善の利益を最優先にし、可能な限り在宅支援を基本としている。ケースによっては親族による養育支援を得ながら在宅支援をめざしている。また、援助方針を決定する際には保護者等に説明を行い、同意を得よう努めている。市町村等の関係機関へは事前の聴き取りやケース検討会を開催し、その意見を援助方針に反映している。</p> <p>なお、市町村への送致ケースに関する明確な判断基準はなく、児童福祉審議会への諮問や家庭裁判所への家事審判の申立等は該当する事例がないため「評価外」とした。</p>		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目23】 援助方針の内容は適切か

B

1	援助方針として必要な事項が網羅されている	B
	<input type="checkbox"/> 援助方針として定めるべき事項が網羅されている	○
	<input type="checkbox"/> 短期的及び長期的な視点が盛り込まれている	△
	<input type="checkbox"/> 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
2	援助方針が具体的でわかりやすいものとなっている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針が具体的でわかりやすいものとなっている	○
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議の記録に、子どもの意見や決定理由などの必要な情報が網羅されている	○
【コメント】		

援助方針には必要な事項が網羅されており、児童相談所や関係機関の役割や援助能力を踏まえた現実的な内容となっている。また、援助方針は具体的でわかりやすく策定されている。

今後は、行政処分の決定にとどまらず、長期的な視点に立った援助方針についても明確化されることを期待する。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目24】 市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか

評価外

1 市町村への送致にあたっては、市町村との協議を十分に行っている

送致の決定前に、市町村との協議を行っている

【コメント】

市町村への送致については、該当する事例がないため「評価外」とする。なお、市町村が関わるケースでは、要保護児童対策地域協議会を含め、市町村と情報を共有し連携を図っている。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○在宅指導

評価

【評価項目25】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われている

B

1 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている

A

支援内容(目標、期間、方法等)や支援体制が明確で適切な内容となっている

○

指導対象と目的に応じた効果的な方法が選択されている(継続指導、指導措置、指導委託措置、保護者指導勧告制度を使い分けているか)

○

2 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している

B

子どもに対して必要な支援を計画的に実施している

△

3 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている

A

複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている

○

【コメント】

在宅指導の計画は、受理援助方針会議で家庭訪問等の頻度や指導内容等を決定している。ただし、子どもへの支援が距離等の問題で計画通りに実施できない場合もある。

複数の関係機関が関与するケースでは、子どもの所属機関を中心に保護者を含めた情報共有を行い、連携を図っている。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○進行管理・援助方針等の見直し

評価

【評価項目26】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている

A

1 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている

A

把握した状況に応じ、対応が行われている

○

ケースについて、児童相談所内で共有・管理されている

○

2 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、速やかに再アセスメントを行っている

A

生活環境に大きな変化があった場合に、再アセスメントが行われている

○

再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しが行われている

○

【コメント】

ケースの進行管理は、担当児童福祉司毎のケース管理表を用いて確認している。また、所内でケースの指導状況を記載したケース台帳が回覧され、全職員が支援の経過について理解できるようにしている。養育環境に変化があった場合は、再アセスメントを行い、援助方針会議で方針の見直しを行っている。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○進行管理・援助方針等の見直し		評価
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っている		A
1 一時保護を行った子どもの情報について市町村へ提供している		A
<input type="checkbox"/> 一時保護を行った子どもの情報について市町村へ提供している		○
<input type="checkbox"/> 指導や措置を行っているケースについて、市町村へ情報提供を行っている		○
【コメント】 市町村に対しては、情報収集の時点から必要に応じてオンライン会議も使いながら情報を共有しており、一時保護、措置、指導についても情報を提供している。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○管轄する児童相談所の変更		評価
【評価項目28】 居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている		A
1 居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている		A
<input type="checkbox"/> 居所と住所が異なる場合に管轄する児童相談所を、どのように判断しているか		○
<input type="checkbox"/> 管轄する児童相談所の役割は明確になっている		○
【コメント】 居所と住民登録が異なる場合については、居住地主義に基づいて対応するが、子どもの福祉及び児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、管轄する児童相談所を決めている。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○管轄する児童相談所の変更		評価
【評価項目29】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われている		A
1 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている		A
<input type="checkbox"/> 「情報提供」または「ケース移管」を行うためのマニュアルが策定されている		○
<input type="checkbox"/> 移管先の児童相談所に適切な情報提供を行っている		○
<input type="checkbox"/> 相手先の児童相談所の意見・意向等が援助方針に反映されている		○
2 移管までの援助が適切に行われている		A
<input type="checkbox"/> 引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導もしくは継続指導等が行われている		○
<input type="checkbox"/> 移管を見据えた指導が行われている		○
<input type="checkbox"/> 相手先の児童相談所から依頼があった場合には、追加で情報収集等を行っている		○
<input type="checkbox"/> 文書による情報提供を行っている		○
3 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている		A
<input type="checkbox"/> 緊急性が高い場合には、対面による引継ぎを行っている		○
<input type="checkbox"/> 転居が確認されてから、1か月以内にケース移管を完了している		○

<input type="checkbox"/> ケース移管完了後も、移管先の支援体制が安定するまでの間状況確認等を行っている	○
【コメント】 「情報提供」、「ケース移管」等の手続きは全国児童相談所長会の申し合わせ事項「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」(ケース移管ルール)に従って行っている。引継ぎが完了するまでの間は児童福祉司指導等が行われている。ケース移管完了後も、移管先の支援体制が安定するまでの間状況確認等を行っている。	

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○管轄する児童相談所の変更	評価
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける際に手続きが適切に行われている	評価外
1 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	
<input type="checkbox"/> 「移管」か「情報提供」の判断が適切に行われている	
2 移管元の援助方針を考慮し適切に対応している	
<input type="checkbox"/> 移管元の児童相談所が行っていた援助方針が速やかに継続されている	
3 移管手続き完了後、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	
<input type="checkbox"/> 移管手続後、新たな環境下での家庭状況等のアセスメントを行っている	
<input type="checkbox"/> アセスメントに基づき、援助方針の見直しが行われている	
【コメント】 「情報提供」または「ケース移管」については、全国児童相談所長会の申し合わせ事項に基づいて行われるが、該当する事例がないため「評価外」とする。	

第Ⅳ部 社会的養護を必要とする子どもへの支援

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整	評価
【評価項目31】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
1 家庭での養育が困難または適切でない子どもの措置に関する支援方針は適切である	A
<input type="checkbox"/> 家庭養護が優先的に検討されている	○
2 措置先の選定は、子どもの意向や特性、措置先の種別、地理的条件などに応じて適切に行われている	B
<input type="checkbox"/> 措置先の特徴・特性、能力や状況を把握できている	△
<input type="checkbox"/> 子どもや保護者等の意向を踏まえて選定されている	△
3 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び教育機関など関係機関との連携が図られている	A
<input type="checkbox"/> 措置先の決定にあたり、措置先の市区町村や関係機関と必要な調整を行っている	○
【コメント】 援助方針は、家庭養護を優先して検討している。措置先の選定に際しては、子どもの意向や特性を考慮しているが、管内には児童養護施設が1か所しかなく、里親も少ないため、適切な施設の選定が困難な現状がある。また、措置先の施設や市町村、関係機関との連携は事前、事後および定期的に行っている。	

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整	評価
---	----

【評価項目32】 里親委託・施設入所措置開始にあたり、援助者(里親・施設職員等)と十分な協議を行っている	A
1 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	A
<input type="checkbox"/> 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
2 援助方針について援助者(里親・施設職員等)と協議・連携を行っている	A
<input type="checkbox"/> 援助方針について援助者(里親・施設職員等)と協議・連携を行っている	○
【コメント】 委託・措置前には、里親宅や施設の見学、一時保護所でのマッチングを行うほか、措置予定施設での一時保護委託等も行い子どもの様子を把握できるようにしている。また、情報共有は定期的に行われており、遠隔地の場合はオンラインでの面接等も取り入れている。	

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整	評価
【評価項目33】 措置開始前に、子どもの負担が少なくなるよう配慮している	A
1 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	A
<input type="checkbox"/> 里親や施設等への措置開始に向けて適切に説明を行っている	○
<input type="checkbox"/> 里親や施設等への措置開始に向けて施設見学等適切に援助を行っている	○
【コメント】 委託・措置前には里親宅や施設の見学、一時保護所でのマッチングを行うほか、措置予定施設での一時保護委託を行い、子どもが措置後の生活の様子を体験できるようにしている。場合によっては、通学体験も行っている。	

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助	評価
【評価項目34】 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
1 子どもや支援の状況を定期的に把握している	A
<input type="checkbox"/> 措置直後の子どもの状況を把握している	○
<input type="checkbox"/> 子どもや支援の状況を定期的かつ必要に応じて把握している	○
2 里親や施設等に必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	A
<input type="checkbox"/> 里親や施設等の支援内容等を把握できている	○
<input type="checkbox"/> 里親や施設等からの相談等に対して、必要な指導・助言等を行っている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの状況について、児童相談所内で共有している	○
3 里親や施設等からの意見等を尊重している	A
<input type="checkbox"/> 里親や施設等から意見等が述べやすいよう工夫をしている	○
<input type="checkbox"/> 里親や施設等からの意見等に基づき、援助方針等の見直しが行われている	○
【コメント】 措置後の子どもの様子については、施設や里親から直接話を聞くほか、施設の行事に参加するなど生活場面の把握に努めている。夏休みには子どもとの面接を行うなど、年2回養育状況調査を実施している。また、施設や里親からの相談や質問にはその都度助言を行っている。離島の場合は、オンライン会議を活用しながら担当児童福祉司ができる限り連絡や訪問を行うよう努めている。	

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助		評価
【評価項目35】 援助方針の見直しが適切に行われているか		A
1 定期的に援助方針の見直しを行っている		A
<input type="checkbox"/>	施設入所中の子どもについては、家庭養護への移行に向けた検討が行われている	○
<input type="checkbox"/>	援助方針の見直しにあたり、子どもや保護者の意向を聴いている	○
<input type="checkbox"/>	援助方針の見直しにあたり、里親や施設の意向を聴いている	○
【コメント】 施設入所や里親委託後の援助方針については、子どもや保護者の意見を聞いて判断している。また、援助方針を見直す際には、里親や施設の意向も考慮している。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助		評価
【評価項目36】 自立支援計画の見直しが適切に行われているか		A
1 定期的に自立支援計画を策定している		A
<input type="checkbox"/>	自立支援計画について、必要な助言・指導ができるような関わり方をしている	○
<input type="checkbox"/>	定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	○
2 自立支援計画の策定・見直しに際し、子どもの参画が十分行われている		A
<input type="checkbox"/>	策定にあたっては子どもの意見を聴いている	○
3 里親への自立支援計画の策定・見直しが適切に行われているか		A
<input type="checkbox"/>	児童相談所が里親の自立支援計画の策定・見直しを行っているか	○
<input type="checkbox"/>	策定や見直しにあたっては、子どもや里親の意見を聴いている	○
【コメント】 自立支援計画については、必要に応じて施設に対して助言や指導を行っている。また、年に2回の養育状況調査を通じて子どもの気持ちを聴いている。 里親に関しては、児童相談所が自立支援計画を策定し、養育・支援の様子を聴いている。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助		評価
【評価項目37】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか		評価外
1 面会・通信制限が必要なケースにおいて適切に面会・通信制限を行っている		
<input type="checkbox"/>	面会・通信制限が子どもに及ぼす功罪について検討している	
<input type="checkbox"/>	保護者に対し弁明の機会をつくったうえで判断している	
<input type="checkbox"/>	面会・通信制限について子どもの意見を聴いている	
2 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか		
<input type="checkbox"/>	面会・通信制限の解除にあたって、子どもの意見を聴いている	
<input type="checkbox"/>	面会・通信制限を解除にあたって、里親や施設等を協議している	
<input type="checkbox"/>	面会・通信制限の解除にあたって、保護者へ説明し理解を得ている	
3 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している		
<input type="checkbox"/>	必要な関係機関との情報共有や連携体制が確保されている	

<p>【コメント】 これまで面会・通信制限や接近禁止命令については行ったことがなく「評価外」とする。</p>
--

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助		評価
【評価項目38】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応している		B
1 子どもからの入所施設等に対する苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている		B
<input type="checkbox"/> 子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルが策定されている		×
<input type="checkbox"/> 子どもが苦情や不満等を言いやすいよう工夫をしている		△
<input type="checkbox"/> 子どもに不利益が発生しないよう配慮されている		○
2 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている		A
<input type="checkbox"/> 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている		○
3 里親や施設等による権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている		A
<input type="checkbox"/> 通告や届出を受理した場合には、速やかに施設や里親等を所管する自治体への通知を行っている		○
<input type="checkbox"/> 状況に応じ、速やかに管轄する部署と連携している		○
<input type="checkbox"/> 子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルの見直し行われている		○
<p>【コメント】 子どもには、子どもの権利ノートを用いて苦情や不満についての相談先を説明している。里親委託や施設入所措置後に、親権者等との調整が必要になった場合には児童相談所が対応している。被措置児童等虐待が疑われる場合には、国が示す被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づいて対応することとしている。子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルはない。</p>		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目39】 一時帰宅における対応が適切に行われているか		A
1 一時帰宅について、適切な判断を行っている		A
<input type="checkbox"/> 一時帰宅にあたり施設等と十分に協議している		○
<input type="checkbox"/> 一時帰宅にあたり、市町村等の関係機関に対して事前に情報を提供している		○
<input type="checkbox"/> 一時帰宅が難しいと判断したケースについて、子どもや保護者に対してその理由を説明している		○
<input type="checkbox"/> 一時帰宅をした子どもの意見、希望を聴取している		○
<input type="checkbox"/> 一時帰宅中の養育状況について適切に把握している		○
2 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている		A
<input type="checkbox"/> 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている		○
<p>【コメント】 初回の一時帰宅の適否については、援助方針会議で決定している。特に離島の場合、頻繁な面会が難しい中で一時帰宅となることがあるため、早期から保護者面接を実施するとともに、施設からの聞き取りを行ったうえで、最終的には子どもの意向を重視している。一時帰宅後は、子どもや保護者から話を聞くようにしている。また、離島の場合には、市町村に依頼して家庭訪問を行うこともある。</p>		

IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目40】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか		A
1 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている		A
<input type="checkbox"/> 一時保護や施設入所中の子どもの家庭復帰の適否や復帰後の支援等について必要に応じて要対協において検討するように要請している		○
2 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている		A
<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結を判断するために、里親や施設等の意見を確認している		○
<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結を判断するために、子どもや保護者の意向を確認している		○
3 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している		A
<input type="checkbox"/> 措置の解除等については、援助方針会議にて検討されている		○
<input type="checkbox"/> 家庭復帰の適否を判断するための確認事項等が明確になっている		○
4 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている		A
<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結理由が明確になっている		○
<input type="checkbox"/> その理由について、里親や施設、子どもや保護者に対して説明している		○
【コメント】		
措置や措置解除についてのマニュアルは策定されておらず、運営指針等に基づいて行っている。措置解除等に関しては、施設や里親をはじめとする関係機関の意見を聴取している。また、子どもや保護者に対しても今後の見通しについて説明を行い、その内容を基に援助方針会議で最終的な決定をしている。		
措置や措置解除についてのマニュアルについては、大島児童相談所の特殊事情等を踏まえて、一定の整理を試みることも望まれる。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目41】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか		A
1 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している		A
<input type="checkbox"/> 措置解除等の検討段階で、措置解除後の支援についても検討している		○
<input type="checkbox"/> 措置解除後に必要となる支援について、里親や施設等の意見を聴いている		○
<input type="checkbox"/> 子どもにとって負担のない段階的な移行となるよう、配慮されている		○
<input type="checkbox"/> 措置解除後の支援について、「誰が」「何を行うか」が明確になっている		○
<input type="checkbox"/> 役割分担にあたり、要対協で調整する場合に必要な助言等を行っている		○
【コメント】		
措置解除や家庭引き取りについては、子どもだけでなく保護者等の負担にならないよう、行政機関を含めた支援体制を明確にしている。措置解除後の支援体制は、子どもとその家族が円滑に新しい生活環境に適應できるよう、各関係機関と連携して整備している。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目42】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか		A
1 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている		A

<input type="checkbox"/>	措置解除時に、虐待の再発の可能性や課題、継続的に確認すべき事項が関係機関を含め確認されている	○
<input type="checkbox"/>	虐待の再発リスクが高いと判断された場合に、迅速に対応できている	○
2 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている		A
<input type="checkbox"/>	措置解除の一定期間、家庭訪問等を行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの生活について十分に把握している	○
3 子どもの状況に応じ、措置停止など必要な支援を検討している		A
<input type="checkbox"/>	在所期間延長後の生活の見通し等についても検討している	○
4 一時保護や措置解除後の支援について市町村と十分な協議を行っている		A
<input type="checkbox"/>	一時保護や措置解除後の支援について市町村と十分な協議を行っている	○
【コメント】 措置や一時保護の解除時の課題やリスクについては、受理援助方針会議にて慎重に検討している。解除後の家庭訪問等についても受理援助方針会議で計画を策定しており、子どもとその家族の状況を継続的に把握することを重視している。必要に応じて措置停止や在所期間延長も視野に入れ、市町村の意見も聞きながら柔軟に対応している。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○児童自立生活援助等		評価
【評価項目43】 子どもの状況に応じ、自立援助ホームにつなぐなど、必要な支援等を行っているか		A
1	自立援助ホームの対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	A
<input type="checkbox"/>	必要な子どもに対し、自立援助ホームの説明している	○
2	自立援助ホームを利用している子どもについて、必要な支援を継続している	A
<input type="checkbox"/>	自立援助ホームを利用している子どもについて、必要な支援を継続している	○
【コメント】 管内には、自立援助ホームが2か所あり、自立援助が必要な子どもについては適切な支援につなげている。施設からの要望があれば、そのニーズに応じた支援をしている。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目44】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか		A
1	家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	A
<input type="checkbox"/>	里親等委託調整員を配置している	○
<input type="checkbox"/>	フォスタリング機関や社会的養護施設の里親支援専門相談員等との連携を図っている(役割分担等が明確になっているか、協働した取り組みが行われているか)	○
<input type="checkbox"/>	里親支援を効果的に行うために適切な体制を整えている	○
2	里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	A
<input type="checkbox"/>	里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
3	里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	A
<input type="checkbox"/>	里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
4	里親希望者に対する調査を適切に行っている	A

<input type="checkbox"/> 里親の登録・認定の判断・名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】 大島児童相談所では、「里親養育支援担当児童福祉司」を1名配置している。里親については、里親会と連携し、研修会の開催や里親サロンなどを実施している。	

第V部 社会的養育の推進

第V部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

【評価項目45】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか

1 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、必要な調査・認定等を行っている	A
<input type="checkbox"/> 里親の希望者等への対応マニュアルが策定されている	○

【コメント】 里親希望者に特化したマニュアルはないが、里親の受付から登録までの手順や必要書類等を定めた引き継ぎ書(手順書)に基づいて、必要な調査や認定を行っている。	
---	--

第V部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

【評価項目46】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか

1 養子縁組の適切性について十分に判断している	B
<input type="checkbox"/> 養子縁組についての対応マニュアルが策定されている	○
<input type="checkbox"/> 養子縁組前に、6か月以上の里親としての養育期間を設けている	○
<input type="checkbox"/> 養子縁組についての対応マニュアルの見直しが行われている	×

2 子どもや実親に対し、必要な説明を十分に行っている	A
<input type="checkbox"/> 子どもや実親に対し、必要な説明を十分に行っている	○

3 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	A
<input type="checkbox"/> 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
<input type="checkbox"/> 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○

4 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っている	評価外
<input type="checkbox"/> 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っている	

【コメント】 養子縁組についての対応マニュアルはないが、里親認定の流れに沿った手順書を参考にしている。子どもや里親には十分な説明を行っており、養子縁組希望者にも必要な説明を行っている。 民間あっせん機関に関しては該当する事例がないため、「評価外」とする。	
---	--

第V部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

【評価項目47】 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている

1 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	A
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○

【コメント】	
--------	--

過去2年間で2件の特別養子縁組があり、養子縁組成立前後に家庭訪問等を実施し支援を行った。児童相談所が継続して支援することを伝えているほか、引き続き、里親会への関与など他の里親への支援や一時保護委託の依頼も行っている。

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取		評価
【評価項目48】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている		A
1 保護者に対する説明は、出来るだけ専門用語などを使わず分かりやすいよう工夫している。		A
<input type="checkbox"/> 保護者に対し、児童相談所のアセスメントや判断、援助方針について説明している		○
<input type="checkbox"/> 支援者(里親・施設を含む)や委託・措置後の生活等に関する説明を行っている		○
<input type="checkbox"/> 保護者が意向や意見を話しやすくするための配慮を行っている		○
<input type="checkbox"/> 聴取した意見がわかる記録がある		○
【コメント】 保護者に対しては、担当児童福祉司が受理援助方針会議での協議内容を踏まえ、児童相談所の役割等や支援について丁寧に説明している。また、児童心理司等が同席し、保護者の状況に応じた説明に努めている。		

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取		評価
【評価項目49】 保護者の理解・同意を得られるよう努めている		A
1 必要な場面において、保護者の理解・同意を得よう努めている		S
<input type="checkbox"/> 適切な説明により保護者の理解・同意を得よう努めている		○
<input type="checkbox"/> 保護者の心情・生育歴・家族歴等を丁寧に聴き取っている		○
2 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている		A
<input type="checkbox"/> 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っている		○
【コメント】 保護者については、理解や同意が得られるよう丁寧な説明に努めている。同意が得られない場合は、児童福祉審議会の意見聴取を視野に入れているが、これまで、理解・同意に努め同意を得られており、児童福祉審議会の意見聴取に至った事案はない。		

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取		評価
【評価項目50】 保護者への在宅指導は、適切に行われている		A
1 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している		A
<input type="checkbox"/> 担当以外の職員や専門職、関係機関との連携が柔軟に行われている		○
<input type="checkbox"/> 支援・指導の結果を踏まえ、在宅指導計画は必要に応じて見直されている		○
2 保護者が指導に従わない場合に適切な措置を講じている		A
<input type="checkbox"/> 保護者が指導に従わない場合、子どもの心身の安全や適切な養育環境を確保する必要がある場合には、一時保護等の必要な措置を講じている		○

<p>【コメント】 保護者への在宅指導は、関係機関との連携しながら行っている。在宅指導計画は、必要に応じて修正するなど適切な支援となるようにしている。</p>

<p>第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取</p>	<p>評価</p>
<p>【評価項目51】 親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている</p>	<p>A</p>
<p>1 親子の再構築に向けた支援計画を作成している</p>	<p>A</p>
<p><input type="checkbox"/> 親子の再構築に向けた支援計画を作成している</p>	<p>○</p>
<p>2 親子関係の再構築に向けた適切な支援を行っている</p>	<p>A</p>
<p><input type="checkbox"/> プランを実行するための役割分担が明確になっている</p>	<p>○</p>
<p><input type="checkbox"/> 指導・支援の効果検証が行われ、必要な見直しが行われている</p>	<p>○</p>
<p>3 親のいない子どもについても適正な支援を行っている</p>	<p>A</p>
<p><input type="checkbox"/> 生い立ちの整理や、親族・きょうだいなど、との関係性や養育環境を構築するための支援を行っている</p>	<p>○</p>
<p>【コメント】 親子関係の再構築支援については、プログラムはないものの、個別のケースに応じて、援助方針会議で協議して支援を計画し、実施している。指導・支援については必要に応じて見直しが行われる。</p>	

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

<p>第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築</p>	<p>評価</p>
<p>【評価項目52】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか</p>	<p>B</p>
<p>1 要対協の進行管理会議や実務者会議に児童相談所が参加している</p>	<p>A</p>
<p><input type="checkbox"/> 要対協の進行管理会議や実務者会議に児童相談所が参加している</p>	<p>○</p>
<p>2 要対協が求める児童相談所としての役割を認識しており、その役割を果たしている</p>	<p>B</p>
<p><input type="checkbox"/> 要対協が求める児童相談所としての役割を認識しており、その役割を果たしている</p>	<p>△</p>
<p>3 要対協が調整機能を発揮するために、市町村支援児童福祉司を置くなどにより必要な協議等を行っている</p>	<p>A</p>
<p><input type="checkbox"/> 要対協が調整機能を発揮するために、市町村支援児童福祉司を置くなどにより必要な協議等を行っている</p>	<p>○</p>
<p>【コメント】 要対協の実務者会議等に参加しているが、要対協の代表者会議、実務者会議を開催しない町村もある。市町村支援担当児童福祉司を配置し要対協の調整機能を支援している。</p>	

<p>第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築</p>	<p>評価</p>
<p>【評価項目53】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか</p>	<p>B</p>
<p>1 市区町村・警察や医療機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている</p>	<p>B</p>
<p><input type="checkbox"/> 役割分担や連携方法等についてのマニュアルが策定されている</p>	<p>×</p>
<p><input type="checkbox"/> 市町村との連携方法が共有されている</p>	<p>△</p>

<input type="checkbox"/>	市町村と協働するための場が設けられている	△
<input type="checkbox"/>	役割分担や連携方法等についてのマニュアルの見直しが行われている	×
【コメント】 警察とは(徘徊)児童の取り扱いについて協定を結び、情報共有を行っている。市町村や医療機関との役割分担や連携方法等についてのマニュアルはない。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		評価
【評価項目54】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか		B
1 役割分担や連携方法等について協議を行っている		A
<input type="checkbox"/>	児童相談所と市区町村間で、協議の場がある	○
<input type="checkbox"/>	市区町村との協議に対して、児童相談所は主体的・積極的にかかわっている	○
<input type="checkbox"/>	協議の結果が実際の取り組み等に反映されている	○
2 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている		B
<input type="checkbox"/>	相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	△
【コメント】 地区別で研修会等を開催し、役割分担や事務処理、家庭支援の方法等について共有する機会を設けている。担当地区のお祭りに参加する等、日頃から顔の見える関係作りに努め、オンライン会議等を活用した情報共有に取り組んでいる。ただし、相互理解を目的とした交流の機会は特に設けていない。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		評価
【評価項目55】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか		A
1 市区町村からの相談や事案送致について、迅速かつ適切に対応している		A
<input type="checkbox"/>	市区町村からの相談・依頼に対して、迅速かつ適切に対応できている	○
<input type="checkbox"/>	市区町村の望む対応が難しい場合に、その理由と市区町村として何をしたらよいかを具体的に説明している	○
【コメント】 児童相談所として、市区町村からの事案対応等の相談や関しては、可能な限り対応しており、離島については、電話で具体的な対応方法を助言している。しかし、市区町村との捉え方には隔たりがあることもある。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		評価
【評価項目56】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか		A
1 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている		A
<input type="checkbox"/>	専門的な知識や技術に関する支援が行われている	○
<input type="checkbox"/>	心理職、弁護士、医師などが必要に応じて市区町村の相談支援等に関わっている	○
<input type="checkbox"/>	市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
【コメント】 市区町村の機能強化については、本庁と共同して研修会を行っている。また、管内市町村の児童福祉および母子保健担当者に対して合同研修会を開催し、知識や技術面の支援を行っている。さらに、児童相談所とつながりのある医療機関、弁護士の紹介、相談の勧奨なども行っている。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

評価

【評価項目57】 児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っている

評価外

1 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している		
<input type="checkbox"/>	必要に応じて児童福祉審議会への意見を聴取している	
<input type="checkbox"/>	他機関が作成した資料等を提出する場合には、当該機関の承諾が得られている	
<input type="checkbox"/>	児童福祉審議会からの意見について、子どもや保護者等に対してわかりやすく説明している	
【コメント】 児童福祉審議会の意見聴取については、該当する事例がないため「評価外」とする。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

評価

【評価項目58】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか

A

1 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画その実施に積極的に取り組んでいる		A
<input type="checkbox"/>	家庭や地域に対する援助において、児童相談所はどのようにかかわっているか	○
2 ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている		A
<input type="checkbox"/>	ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	○
3 巡回相談が適切に行われている		A
<input type="checkbox"/>	巡回相談における児童相談所の役割をどう認識しているか	○
<input type="checkbox"/>	巡回相談において、児童相談所はどのようにかかわっているか	○
4 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている		A
<input type="checkbox"/>	障害児支援における児童相談所の役割をどう認識しているか	○
【コメント】 巡回相談は離島において療育手帳の判定などを行っている。ひきこもりに関しては、市町村や学校との同行訪問を行い、保護者との関係作りに重点を置いて支援している。障害児支援については、発達面で気になる児童について、市町村を通じて療育手帳の取得を勧めることがある。		